
茅ヶ崎市環境事業センター
粗大ごみ処理施設整備・運営事業
入札説明書

令和5年1月

茅ヶ崎市

茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備・運営事業 入札説明書
目 次

| | |
|-----------------------------------|----|
| 第1 入札説明書の位置づけ | 1 |
| 第2 事業の概要 | 2 |
| 第3 入札参加に関する条件等 | 6 |
| 第4 事業者の選定 | 11 |
| 第5 入札の手続等 | 14 |
| 第6 提出書類 | 19 |
| 第7 提出書類作成要領 | 22 |
| 第8 事業実施に関する事項 | 25 |
| 第9 その他 | 27 |
| 別紙1 用語の定義 | 28 |
| 別紙2 本件事業の事業スキーム（例） | 30 |
| 別紙3 運営事業者の業務範囲 | 31 |
| 別紙4 入札書等の提出用封筒作成要領 | 32 |
| 別紙5 本件事業において市が事業者に支払う対価について | 34 |
| 別紙6 モニタリング及び業務委託料の減額等 | 38 |

第1 入札説明書の位置づけ

「茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備・運営事業 入札説明書」(以下「本入札説明書」という。)は、茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備・運営事業(以下「本件事業」という。)を実施する民間事業者を募集し、選定するに当たり、本件事業の入札(以下「本入札」という。)への参加を希望する者(以下「入札参加希望者」という。)に配付する。

本件事業に係る入札公告による一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、本入札説明書による。

また、以下の要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書(案)、基本契約書(案)、建設工事請負契約書(案)及び運営・維持管理業務委託契約書(案)は、本入札説明書と一体のものである。

別添資料1：要求水準書

別添資料2：落札者決定基準

別添資料3：様式集

別添資料4：基本協定書(案)

別添資料5：基本契約書(案)

別添資料6：建設工事請負契約書(案)

別添資料7：運営・維持管理業務委託契約書(案)

本件事業に係る基本契約、建設工事請負契約及び運営・維持管理業務委託契約の3つの契約をまとめて、「特定事業契約」という。

なお、茅ヶ崎市(以下「市」という。)が令和4年1月14日に公表した「茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針」及び令和4年2月25日に公表した「茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針に関する質問への回答」は、本件事業に関する方針等を示したものである。本件事業への入札参加希望者は、入札説明書等の内容を踏まえたうえで、本入札に参加するものとする。

第2 事業の概要

1 事業名称

茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備・運営事業

2 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

3 公共施設等の管理者の名称

茅ヶ崎市長 佐藤 光

4 事業の目的

本事業は、粗大ごみ処理施設（以下「本件施設」という。）の設計・建設及び運営対象施設の運営・維持管理について、民間事業者のノウハウの活用により効率的かつ効果的に実施するとともに、処理対象物の適正処理、生活環境の保全を図りつつ、循環型社会を構築するための資源回収を推進することを目的とする。

5 事業概要

本事業は、茅ヶ崎市環境事業センターにおいて、旧ごみ焼却施設解体跡地に、本件施設を設計・建設し、運営対象施設を運営・維持管理するものである。なお、本事業で整備する本件施設は、工場棟、計量棟、駐車場、付帯施設（構内通路、門扉、植栽、その他関連する施設や設備）で構成される。運営対象施設は、本件施設に加え、環境事業センター内の既設計量棟の計量業務を含める。

(1) 事業予定地

所在地 茅ヶ崎市萩園 836 番地（茅ヶ崎市環境事業センター内）
敷地面積 19,012m²

(2) 施設概要

ア 新設する施設

| 施設の種類 | 概 要 | |
|----------|-----------------|---|
| 粗大ごみ処理施設 | 本件施設に搬入される受入対象物 | 不燃ごみ、大型ごみ、不法投棄物、可燃混載（一般持込）、災害廃棄物（非定常に発生） なお、積載物可燃のみ（一般持込）は計量のみ行う |
| | 主要設備 | 破碎設備、搬送・選別設備、貯留・搬出設備 |
| | 処理能力 | 27t/日 |

6 事業期間等

事業期間等は、以下のとおりである。

事 業 期 間：特定事業契約の本契約成立日から令和 28 年 3 月 31 日まで。

設 計 ・ 建 設 期 間：特定事業契約の本契約成立日から令和 8 年 3 月 31 日まで。

運 営 期 間：令和 8 年 4 月 1 日から令和 28 年 3 月 31 日まで。

7 事業方式

本件事業は、D B O（Design：設計、Build：建設、Operate：運営）方式により実施する。

市は、本件施設の設計・建設及び運営対象施設の運営・維持管理に係る資金を調達し、本件施設を所有する。なお、本件施設の設計・建設業務については、廃棄物処理施設整備交付金の対象事業として実施する。

落札者の構成員、協力企業及び特別目的会社（落札者の構成員の出資により、本件事業を実施する目的で出資・設立される特別目的会社（S P C）、以下「運営事業者」という。）を選定事業者（以下「事業者」という。）として、市の所有となる本件施設の設計・建設及び運営対象施設の運営・維持管理に係る本件事業を一括して行うものとする。

市は本件施設を30年以上にわたって使用する予定であり、事業者は30年以上の使用を前提として本業務を行うこととする。

8 業務範囲

(1) 事業者が行う業務範囲

事業者が行う主な業務範囲は、次のとおりとする。

なお、具体的な業務の範囲及び工事範囲の詳細については、要求水準書を参照すること（本件事業の運営事業者の業務範囲については別紙3を参照すること。）。

ア 設計・建設業務

(ア) 本件事業において、設計・建設業務を担当する者（以下「建設事業者」という。）は、市と締結する建設工事請負契約に基づき、本件施設の設計・建設業務を行う。また、本件事業を行うために必要な許認可の取得を行う。

(イ) 建設については、土木及び外構工事、建築物及び建築設備工事、機械設備工事、電気計装設備工事、配管工事及びその他の関連工事を行う。

(ウ) 本件施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及びその他の関連業務、建築確認等の手続関連業務、各種協議会等への対応、試運転及び引渡性能試験を行う。

(エ) 市が行う、本件施設に係る廃棄物処理施設整備交付金の申請手続等を含む行政手続等について、必要な協力を行う。

イ 運営・維持管理業務

(ア) 運営事業者は、市と締結する運営・維持管理業務委託契約に基づき、市及び寒川町が受け入れた一般廃棄物（不燃ごみ、大型ごみ及び不法投棄物）について、要求水準書に規定する要求水準を満足する適正な処理を行う。なお、その際に、本件事業の運営・維持管理業務として運転管理業務、維持管理業務、環境保全業務、有効利用及び適正処分業務、情報管理業務、防災管理業務、関連業務等を行う。

(イ) 運営事業者は、本件施設に直接搬入されたごみを本件事業にて整備する計量棟で計量し、市の規定に即した処理手数料の収受を代行するものとする。なお、処理手数料は、市へ引き渡すものとする。

(ウ) 運営事業者は、環境事業センター内の既設計量棟において、可燃ごみ、不燃ごみ、大型ごみ、不法投棄物、資源物等搬出車両の計量業務を行う。

(エ) 運営事業者は、本件施設を運転することにより発生した金属類等の資源物を場内にて貯留・保管、搬出車両への積込み、運搬を行い、市が指定する業者に引き渡す。なお、資源物売却収入は、市へ引き渡すものとする。

(オ) 運営事業者は、本件施設を運転することにより発生した破碎残渣等について、場内にて貯留・保管、搬出車両への積込み、環境事業センター内のごみ焼却施設への運搬を行う。

- (カ) 運営事業者は、本件施設を運転することにより発生した処理不適物及び処理困難物、乾電池・蛍光管について、場内にて貯留・保管し、市が指定する搬出車両への積込作業までを行う。
- (キ) 運営事業者は、市の実施した生活環境影響調査の各調査項目について確認を行う。
- (ク) 運営事業者は、本件施設の見学希望者等について適切な対応を行う。

(2) 市が行う業務範囲

市が行う主な業務は、次のとおりとする。なお、具体的な業務の範囲については、要求水準書を参照すること。

ア 用地の準備

本事業を実施するための用地は、市が確保する。なお、事前に実施している解体工事において、用地内に地中廃棄物の存在を確認し、撤去・処分を行っている。その他本事業において、予期しない地中埋設物が確認された場合は、その取扱いについて協議する。協議の結果、地中埋設物の撤去等を行う場合、当該撤去等に係る費用については、合理的な範囲で市が負担する。

イ 生活環境影響調査の実施

生活環境影響調査手続きは、市が実施する。なお、事業者は、「生活環境影響調査」の内容を遵守すること。また、令和3年2月に実施した生活環境影響調査において、建築物等の詳細が決まっていないことから、想定での設定や環境保全対策を行うことを前提に検討を行っている。各調査項目（大気質、騒音、振動、悪臭）について、事業者は、設計した仕様にて検討を行い生活環境の保全上の目標を満足することを確認し、実施設計完了までに結果を書類で提出すること。

ウ 受入対象物の搬入

分別に関する指導等の啓発活動を行うとともに、受入対象物の搬入は、市及び寒川町が行う。

エ 処理不適物等の処理・処分

本件施設を運転することにより発生した処理不適物及び処理困難物、乾電池・蛍光管の処理・処分は市及び寒川町が行う。なお、搬出車両への積込みは事業者が行う。また、処理・処分により生じる費用は、市及び寒川町の負担とする。

オ 本事業のモニタリング

市は、設計・建設業務及び運営・維持管理業務の各段階において、本事業の実施状況の監視を行う。

カ 住民への対応

市は、周辺住民からの意見や苦情に対する対応を事業者と連携して行う。

キ 施設見学者への対応

市は、一般見学者を除く行政視察、他団体視察等の対応を運営事業者と連携して行う。

ク その他

市は、本件施設に係る廃棄物処理施設整備交付金の申請手続等を含む行政手続等の対応を行う。

9 事業者の収入（市からの支払い分）

本事業における事業者の収入は、次の対価から構成される。

(1) 本事業の設計・建設業務に係る対価

市は、本件事業の設計・建設業務に係る対価について、建設事業者に支払う。

(2) 本件事業の運営・維持管理業務に係る対価

市は、本件事業の運営・維持管理業務に係る対価について、固定料金、変動料金（廃棄物搬入量に応じて変動）の構成で、運営事業者に支払う。なお、物価変動に基づき年1回見直しのための確認を行い、必要に応じて改定を行う。

10 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本件事業における事業者の募集・選定スケジュールは、次のとおりとする。

| 日 時 | 内 容 |
|-------------------------------|---|
| 令和5年 1月 10日（火） | 入札公告 入札説明書等（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運営・維持管理業務委託契約書（案））の公表 |
| 令和5年 1月 10日（火） ～ 1月 24日（火） | 入札説明書等に関する質問受付（第1回） |
| 令和5年 1月 20日（金） 1月 23日（月） | 現地見学会 |
| 令和5年 2月 6日（月） | 入札説明書等に関する質問回答（第1回）の公表 |
| 令和5年 2月 7日（火） ～ 2月 13日（月） | 参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付 |
| 令和5年 2月 20日（月） | 参加資格審査結果の通知 |
| 令和5年 2月 20日（月） ～ 2月 22日（水） | 参加資格審査結果に関する説明要求の受付期限 |
| 令和5年 2月 20日（月） ～ 2月 24日（金） | 入札説明書等に関する質問受付（第2回） |
| 令和5年 3月 3日（金） | 入札説明書等に関する質問回答（第2回）の公表 |
| 令和5年 3月 20日（月） | 入札提出書類の提出 |
| 令和5年 5月 下旬 | 技術提案書に関するヒアリング、審査、開札 |
| 令和5年 5月 下旬 | 落札者の決定及び公表 |
| 令和5年 6月 下旬 | 基本協定締結 |
| 令和5年 7月 下旬 | 特定事業契約仮契約締結 |
| 令和5年 9月 | 特定事業契約本契約成立 |

11 法令等の順守

事業者は、本件事業の実施に当たり、関連する法令、条例、規則、要綱等を順守するとともに、各種基準、指針等についても本件事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考にすること。

第3 入札参加に関する条件等

1 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 入札参加者は、運営事業者に出資する企業（以下「構成員」という。）と運営事業者に出資しない企業（以下「協力企業」という。）で構成されるものとする。ただし、入札参加者は、構成員のみとすることも可能とする。なお、構成員及び協力企業（以下「構成企業」という。）は、ともに参加表明時に企業名を表明しなければならない。
- (2) 入札参加者の構成企業の企業数は任意とするが、構成企業は本件事業の実施に関して各々適切な役割を担うものとする。
- (3) 入札参加者は、「第32(1) 本件施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件」の全ての要件を満たす1者を当該入札参加者を代表する「代表企業」として定めるものとする。代表企業は構成員とし、運営事業者の最大の出資者（出資比率50%超）になるものとする。なお、当該代表企業が入札手続き等を行うものとする。
- (4) 市と建設工事請負契約を締結する者は特定建設工事共同企業体（以下「特定共同企業体」という。）とし、代表企業が特定共同企業体の代表者になるものとする。また、特定共同企業体を構成する者には、市内に本店を有する企業（以下「市内企業」という。）を2者以上含むものとする。なお、市内企業は次の要件を全て満たすものとする。
 - ア 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による「建築一式工事」につき建設業の許可を受けていること。
 - イ 本件施設の建築物の建設工事に必要な監理技術者又は主任技術者の資格を有する者を専任で配置できること。
 - ウ 平成24年4月1日以降に、市の発注した「建築一式工事」の建設実績を元請として有すること。ただし、入札公告日現在において竣工済みの実績であること。
- (5) 特定共同企業体の代表者以外の企業は運営事業者への出資については任意とする。また、運営・維持管理業務において、運営事業者から直接「運転管理業務」、「維持管理業務」の主たる業務の委託を受けることを予定する者は、構成員とならなければならない。
- (6) 参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は認めない。ただし、落札者決定日までの間に特段の事情があると市が認めた場合は、この限りではない。
- (7) 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業となることは認めない。なお、このことについて、参加表明書提出以降、市がやむを得ない事情があると認めた場合の構成企業の変更についても同様とする。
- (8) 入札参加者の構成企業のいづれかと、財務諸表などの用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。
- (9) 同一の入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

2 各業務を行う者の要件

入札参加者の構成企業は、以下の(1)から(4)の各項の要件を満たす企業で構成すること。

なお、各号の要件に示す実績は、入札公告の時点とし、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能である。

- (1) 本件施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

本件施設のプラント設備の設計・建設を行う代表企業は、次の要件を全て満たすこと。

- ア 建設業法第3条第1項の規定による「清掃施設工事業」につき特定建設業の許可を受けていること。
- イ 本件施設のプラント設備の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。
- ウ 参加表明書の提出期限日において、市の最新の入札参加資格申請時に提出した経営事項審査 総合評定値通知書の「清掃施設工事」に係る総合評定値が960点以上であること。
- エ 平成24年4月1日以降に、地方公共団体発注の一般廃棄物を対象とした高速回転式破碎機 を有する破碎処理施設の設計・建設工事の受注実績を元請として複数件有すること。

(2) 本件施設の建築物の設計を行う者の要件

本件施設の建築物の設計を行う構成企業のうち、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。

- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく「一級建築士事務所」の登録を行っていること。
- イ 平成24年4月1日以降に、地方公共団体発注の一般廃棄物を対象とした高速回転式破碎機 を有する破碎処理施設の建築物に係る設計の実績を有すること。

(3) 本件施設の建築物の建設を行う者の要件

本件施設の建築物の建設を行う者は、構成企業のうち市内企業のみ又は市内企業と代表企業 により構成されるものとし、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。

- ア 建設業法第3条第1項の規定による「建築一式工事」につき特定建設業の許可を受けていること。
- イ 本件施設の建築物の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。
- ウ 参加表明書の提出期限日において、市の最新の入札参加資格申請時に提出した経営事項審査 総合評定値通知書の「建築一式工事」に係る総合評定値が960点以上であること。
- エ 平成24年4月1日以降に、国又は地方公共団体の発注した「建築一式工事」の建設実績を 元請として有すること。ただし、入札公告日現在において竣工済みの実績であること。

(4) 運営対象施設の運営・維持管理を行う者の要件

運営対象施設の運営・維持管理を行う構成員のうち、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。

- ア 地方公共団体発注の一般廃棄物を対象とした高速回転式破碎機を有する破碎処理施設に係る1年以上の運転管理業務実績を有すること。
- イ 運営事業者は、本件事業の現場総括責任者として、破碎・リサイクル施設の廃棄物処理施設 技術管理者の資格を有する者を配置できること。なお、一般廃棄物を対象とした破碎処理施設 の現場総括責任者としての経験を有する者を本件事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設 技術管理者として運営開始後2年間以上配置できること。

3 構成企業の制限

次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加者の構成企業となることはできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

- (2) 「かながわ電子入札共同システム」令和3、4年度競争入札参加資格認定において当該構成企業が担う業務に必要な営業種目につき茅ヶ崎市長から認定を受けていない者。
- (3) 茅ヶ崎市指名停止等措置基準に基づく指名停止等の措置を受けている者。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
- (5) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者。（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者。（再生手続開始の決定がなされた場合を除く。）
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者。
- (9) 清算中の株式会社である民間事業者で、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされた者。
- (10) 国税又は地方税を滞納している者。
- (11) 市が本件事業に係る発注支援業務を委託している者及び提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本入札説明書において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。
本件事業に関し、市が本件事業に係る発注支援業務を委託している者及び提携関係にある者は以下のとおりである。
 - ・ 株式会社エイト日本技術開発
 - ・ 豊原総合法律事務所
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人その他の使用人又は代理人として使用していると認められるとき。
- (13) 個人にあっては、茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年条例第5号）第2条に規定する暴力団員であると認められるとき。法人にあっては、暴力団経営支配法人であると認められるとき。

4 参加資格審査

- (1) 参加資格審査基準日は、参加資格審査申請書受付最終日とする。この場合において、各証明書類の有効期間は、参加資格審査基準日から起算して3か月以内とする。
- (2) 参加資格審査基準日の翌日から入札提出書類提出日までの間に入札参加者の構成企業が参加資格を欠いた場合、当該入札参加者は、入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格を欠いた場合で、当該入札参加者が、参加資格を欠いた構成企業に代わって参加資格を有する構成企業を補充し、市が行う参加資格の確認により、参加資格を有することが認められたときは、入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の参加資格に係る参加資格審査基準日は、当初の構成企業が参加資格を欠いた日とする。
- (3) 入札提出書類提出日の翌日から落札者決定日までの間に入札参加者の構成企業が参加資格要件を欠いた場合、市は、当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格を欠いた場合で、市と協議の上、市がやむを得ない事情で

あると判断したときは、この限りではない。

- (4) 落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成企業が参加資格を欠いた場合、市は、落札者と特定事業契約について、仮契約を締結せず、又は本契約として成立させない場合がある。この場合において、市は、落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

5 運営事業者の設立に関する要件

- (1) 落札者は、特定事業契約の仮契約締結までに、本件事業の運営・維持管理業務を実施することのみを目的とした運営事業者を設立すること。運営事業者は、会社法に規定される株式会社とし、市内に本店を置くこと。なお、運営事業者の本店所在地については、運営期間に限り、無償で本件施設内に設置することを認めるものとする。
- (2) 運営事業者への出資は、落札者の構成員全員によるものとし、落札者の構成員以外の者の出資は認めないものとする。また、構成員のうち、代表企業の出資比率は 50%を超えるものとし、代表企業の議決権保有割合は、設立時から事業期間を通じて 50%を超えるものとすること。
- (3) 全ての出資者は、特定事業契約が終了するまで運営事業者の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。

6 共同企業体の設立に関する要件

- (1) 特定共同企業体の結成方法は、自主結成とする。
- (2) 特定共同企業体の形態（共同施工方式・分担施工方式）は、任意とする。
- (3) 代表者の出資比率は、構成する者のうち、最大の出資比率でなければならない。なお、共同施工方式における出資比率の最小限度基準は 20%以上とする。
- (4) 本件事業の入札に参加するに当たり建設事業者は、参加表明までに特定共同企業体協定書を作成し、提出すること。
- (5) 市と契約を締結した特定共同企業体の有効期間は、当該工事の完成後 3 ヶ月を経過した日までとする。ただし、当該有効期間満了後であっても、当該工事につき契約不適合責任がある場合には、各構成員は、連帶してその責を負うものとする。

7 予定価格

(1) 予定価格及び入札書比較価格

市は、特定事業契約に関して、債務負担行為を設定している。

市は、上記の債務負担行為設定額を踏まえ、予定価格（消費税及び地方消費税を含む。）及び入札書比較価格（予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た価格であり、消費税及び地方消費税額を含まない。）を設定する。なお、予定価格及び入札書比較価格は、設計・建設業務、運営・維持管理業務それぞれにおいて設定する。予定価格及び入札書比較価格については、落札者決定時に公表する予定である。

(2) 留意事項

ア 予定価格及び入札書比較価格は、現在価値換算前の金額である。

イ 予定価格及び入札書比較価格には、特定事業契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込んでいない。

ウ 設計・建設業務もしくは運営・維持管理業務の入札価格（消費税及び地方消費税を含まない。）が各業務の入札書比較価格を超える場合、市は入札参加者を失格とする。

- エ 予定価格及び入札書比較価格は、落札者決定後に公表する予定である。
- オ 市は特定事業契約に関して債務負担行為を設定しているが、入札公告以降の物価上昇によつては、3月初旬を目途に債務負担行為の設定額を見直す場合がある。

8 低入札価格調査

設計・建設業務については、低入札価格調査制度の対象となり、「茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備運営事業における建設工事低入札価格調査取扱要領」に従い、調査基準価格を設定する（失格基準価格は設定しない）。最優秀提案者の入札価格が調査基準価格を下回った場合には、市は落札者の決定を保留し、調査及び審査を行った後、落札者を決定する。その際、該当者は、調査及び審査に必要な資料の提出、事情聴取等の要請に応じるものとする。

調査及び審査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないと認められる場合は、当該最優秀提案者を落札者とはせず、失格とした上で、再度「茅ヶ崎市粗大ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会」にて総合評価値の算定を行い、最優秀提案者を選定する。

なお、低入札価格調査の対象となった者と契約する場合の前払金及び中間前払金は、建設工事請負契約書（案）第35条第1項中「10分の4」とあるのは「10分の2」と、同条第3項中「10分の2」とあるのは「10分の1」と読み替える。

第4 事業者の選定

1 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

本件事業は、設計・建設段階から運営段階までの各業務を通じて、事業者に効率的かつ効果的なサービスの提供を求めるものである。したがって、落札者の決定方法については、入札価格のほか、設計・建設及び運営・維持管理の提案内容、市の要求水準との適合性、事業計画の妥当性、確実性等の各面から総合的に評価する方式（総合評価一般競争入札）を採用する。

予定価格の制限の範囲内で、入札説明書等で規定する性能等の要求水準を満たしている提案をした入札参加者の中から、前述の方式をもって落札者を決定する。

落札者決定に当たっての基準等は、落札者決定基準による。

(2) 提案書の審査

入札参加者から提出された提案書は、学識経験者で構成される「茅ヶ崎市粗大ごみ処理施設設備運営事業者選定委員会」において審査を行い、最優秀提案者を選定する。なお、委員会委員は、落札者決定後に公表する。

(3) 落札者の決定

委員会による最優秀提案者選定結果を踏まえて、市が落札者を決定する。

(4) 入札結果の通知及び公表

入札結果は、落札者決定後、速やかに入札参加者に対して通知するとともに、市ホームページにおいて公表する。

2 契約手続等

(1) 基本協定の締結等

市と落札者は、契約の締結に関して、双方合意のもと、速やかに基本協定を締結するとともに、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）及び運営・維持管理業務委託契約書（案）に基づき契約手続きを進める。

(2) 運営事業者の設立

落札者は、基本協定締結後速やかに、「第35 運営事業者の設立に関する要件」に規定する運営事業者を設立すること。

(3) 契約の締結

市は、事業者と基本契約について、建設事業者と建設工事請負契約について、運営事業者と運営・維持管理業務委託契約についての各々の仮契約を締結する。

各々の仮契約は、建設工事請負契約について市議会の議決を得た日をもって本契約となる。

(4) 契約を締結しない場合

ア 入札参加資格の欠如

落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に、落札者の構成企業が入札参加資格を欠くこととなった場合、市は、落札者と特定事業契約に

について、仮契約を締結せず、又は本契約として成立させないことができる。

イ 不公正入札

落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に、本件事業に関し、落札者の構成企業が次のいずれかに該当する場合、市は、落札者に書面で通知することにより、特定事業契約について、仮契約を締結せず、又は本契約として成立させないことができるものとする。この場合において、落札者は、市の請求に基づき、本件事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の 10 分の 1 に相当する金額の違約金を市に支払う義務を連帶して負担する。

なお、当該違約金の定めは、損害賠償額の予定ではなく、債務不履行により市が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがあるときは、その部分について市が落札者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、落札者の損害賠償債務も連帶債務となるものとする。

(ア) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は落札者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が落札者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）

(イ) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が落札者又は落札者が構成事業者である事業団体（以下、イ 不公正入札において「落札者等」という。）に対して行われたときは、落札者等に対する命令で確定したものをしていい、落札者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。（ウ）において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本件事業の入札に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(ウ) 納付命令又は排除措置命令により、落札者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本件事業の入札が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が落札者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(エ) 落札者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

ウ 反社会的勢力の排除

落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間、本件事業に関し、落札者の構成企業が次のいずれかに該当する場合の措置については、上記イと同様とする。

(ア) 茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成 23 年茅ヶ崎市条例第 5 号）第 2 条第 3 号に定める暴力団員又は同条第 4 号に定める暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められるとき、又は法人等（法人又は団体をいう。）が同条第 5 号に定める暴力団経営支配法人等と認められるとき。

(イ) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号。以下、「県条例」という。）第

23条第1項に違反したと認められるとき。

- (ウ) 県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。
- (エ) 暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。
- (オ) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が(ア)から(エ)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (カ) (ア)から(エ)のいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合((オ)に該当する場合を除く。)に、市が落札者に当該契約の解除を求め、落札者がこれに従わなかったとき。

エ 留意事項

上記アからウにより特定事業契約に関し、仮契約を締結せず、又は本契約として成立させない場合、市は、落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。この場合、市は、委員会での総合評価値の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達したとき、随意契約により契約を締結することができる。ただし、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、当初の競争入札に付するときに定めた条件を変更することができないものとする。

(5) 費用の負担

契約書の作成に係る印紙代等、特定事業契約の契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

(6) 契約保証金

ア 設計・建設業務における保証

建設事業者は、本契約成立日までに、建設工事請負契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証を付すものとする。保証金額は契約金額の100分の30以上の額とする。

イ 運営・維持管理業務における保証

運営事業者は、業務委託契約に定める各事業年度の契約金額の100分の10以上の額を運営期間における各事業年度に関し、当該事業年度の開始日までに、契約保証金として納付するものとする。

なお、契約保証金の納付に代えることができる担保については、運営・維持管理業務委託契約書（案）を参照のこと。

第5 入札の手続等

1 入札の手続

(1) 入札公告及び入札説明書等の公表

市は、令和5年1月10日（火）に入札公告し、同日から入札説明書等を市ホームページにおいて公表する。

(2) 現地見学会

事業予定地等に関する現地見学会を、次のとおり開催する。

ア 開催期間

令和5年1月20日（金）から令和5年1月23日（月）まで

イ 場所

茅ヶ崎市萩園836番地（茅ヶ崎市環境事業センター内）

ウ 見学方法

現地見学会への参加希望者は、「現地見学会参加申込書」（様式第2号-1）及び「現地見学会に係る誓約書」（様式第2号-2）に必要事項を記入のうえ、令和5年1月10日（火）から令和5年1月17日（火）15時までに、電子メールにより「第51（12）事務局」に提出すること。電話やファクシミリ、口頭による申込みは受け付けない。参加希望者は電子メールを送付後、電話により着信の確認を行うこと。市は電子メールにより、現地見学会の日時を各提出者へ返信する。申込みの状況によっては、市は、日程の調整を行うことがある。なお、見学会当日、本件事業に関する質問は受け付けない。

エ その他

参加人数の上限は10名程度とし、来場の車両は3台以内とする。

(3) 入札説明書等に関する質問受付

入札説明書等に関する質問を、次のとおり受け付ける。

ア 提出方法

入札説明書等に関する質問がある場合は、「入札説明書等に関する質問書」（様式第1号）に必要事項を記入の上、電子メールにより「第51（12）事務局」に提出すること。電話やファクシミリ、口頭による質問は受け付けない。

なお、文書形式は、Microsoft Excel（windows版、xlsx形式）とすること。質問提出者は電子メールを送付後、電話により着信の確認を行うこと。

イ 受付期間

（ア） 第1回：令和5年1月10日（火）から令和5年1月24日（火）12時まで

（イ） 第2回：令和5年2月20日（月）から令和5年2月24日（金）12時まで

なお、第2回の質問については、「第51（6）参加資格審査結果の通知」において、参加資格を有すると認められた入札参加者の代表企業のみ質問を提出することができるものとする。

(4) 入札説明書等に関する質問への回答書の公表

入札説明書等に関する質問への回答は、以下の日程に市ホームページにおいて公表する予定である。電話及び口頭での回答等は行わない。

なお、本件事業に直接関係しない質問、不当に混乱を招くことが危惧されると市が判断した質

問については回答しない。ただし、入札参加者固有のノウハウ等に基づく内容については、公表しない場合がある。

- ア 第1回：令和5年2月6日（月）
- イ 第2回：令和5年3月3日（金）

(5) 参加資格審査申請書類の提出

入札参加希望者は、次により参加資格審査の申請を行わなければならない。期限までに参加資格審査申請書類を提出しない者及び参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

- ア 提出書類
「第6 提出書類」に示すとおりとする。
- イ 提出方法
持参によるものとし、郵送等は認めない。
なお、提出に際しては、「第51(12)事務局」に電話にて事前連絡を行うこと。
- ウ 受付場所
「第51(12)事務局」を参照
- エ 受付期間
令和5年2月7日（火）から令和5年2月13日（月）まで
開庁日の8時30分から17時まで（土曜日及び12時から13時までを除く。）

(6) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果は、参加資格審査申請を行った入札参加希望者の代表企業に対して、令和5年2月20日（月）付（予定）で郵送により通知する。

なお、この段階では、入札参加者の企業名及び企業数等については公表しない（審査講評公表時に公表する。）。

(7) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

参加資格審査結果の通知により、参加資格がないと認められた入札参加希望者は、市に対して、参加資格がないと認めた理由を問う書面（様式自由。ただし、代表企業の代表者印を要する。）を提出することにより、説明を求めることができる。

市は、説明を求められたときは、説明を求めた入札参加希望者の代表企業に対して、速やかに郵送により書面にて回答する。

- ア 受付期限
令和5年2月20日（月）から令和5年2月22日（水）17時まで
- イ 提出方法
持参によるものとし、郵送等は認めない。
提出時間は、開庁日の8時30分から17時まで（土曜日及び12時から13時までを除く。）
とする。
- ウ 提出場所
「第51(12)事務局」を参照

(8) 入札の辞退

入札参加者が本入札を辞退する場合は、入札提出書類提出期限までに、「入札辞退届」（様式第

10号)を提出すること。

(9) 入札提出書類の提出

入札参加者の代表企業は、「第51(12)事務局」へ、「第6提出書類」に示す入札提出書類を次のとおり提出すること。

ア 受付日時

令和5年3月20日(月)

8時30分から17時まで(12時から13時までを除く。)

イ 提出方法

持参によるものとし、郵送等は認めない。

なお、提出に際しては、「第51(12)事務局」に電話にて連絡し、事前予約を行うこと。

(10) 提案書に関するヒアリング

委員会は、入札参加者に対し、次のとおりヒアリングを行う。

なお、日時や場所等の詳細を決定次第、各入札参加者の代表企業に市より通知する。

ア 開催日時(予定)

令和5年5月下旬(予定)

イ 実施方法

ヒアリングは入札参加者毎に行い、時間は、1入札参加者につき90分程度(入札参加者によるプレゼンテーション30分、質疑応答60分)を想定する。

(11) 開札

入札書の開札は、市において次のとおり行う。なお、日時や場所等の詳細を決定次第、各入札参加者の代表企業に市より通知する。

ア 日時

令和5年5月下旬(予定)

イ 開札は、入札参加者又はその代理人を立ち会わせて行う。立会いを行う者は、各入札参加者で1名とする。また、代理人が開札に立ち会う場合、「委任状(開札の立会い)」(様式第19号)を当日持参することとする。

ウ 入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない市職員を立ち会わせて行う。

エ 会場には、入札参加者、その代理人又はウの市職員及び入札事務に関係のある市職員(以下「入札関係職員」という。)以外の者は、入場することができない。

オ 入札参加者又はその代理人は、開札開始時刻後においては、会場に入場することができない。

カ 入札参加者又はその代理人が会場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書を提示しなければならない。

キ 入札参加者又はその代理人は、入札関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合を除き、会場を退場することができない。

ク 会場において、次のいずれかに該当する者は、当該会場から退去させる。

(ア) 公正な執行を妨げようとした者

(イ) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者

ケ 開札においては、入札価格が予定価格の範囲内であるか否かの確認を行う。

(12) 事務局

本件事業の事務局は次のとおりである。

| | |
|----------|---|
| 事務局 : | 茅ヶ崎市 環境部 資源循環課 |
| | : 〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号 |
| T E L : | 0467-82-1111 (内線: 1222) |
| 電子メール : | shigen@city.chigasaki.kanagawa.jp |
| ホームページ : | https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/ |

2 入札参加に関する留意事項

(1) 公正な入札の確保

入札参加者は、本入札説明書に定めるもののほか、関係法令を順守すること。

(2) 入札提出書類の差替え等の禁止

入札参加者は、提出期限後における入札書及び入札提出書類の差替え及び再提出をすることができない。

(3) 入札の延期等

市は、公正な入札を確保し得ないと認めたときは、本入札の執行を延期し、中止し、又は取り消すことができる。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- ア 入札参加者の資格のない者の行った入札
- イ 入札書に記載した金額その他が不明確な入札
- ウ 同一事項に対して2通以上行った入札
- エ 他の入札人の代理人又は数人が共同して行った入札
- オ 入札書に記名押印しないで行った入札
- カ 入札保証金を所定の日時までに納付しないもの又は指定の額に達しないものが行った入札
- キ 委任状を提出しない入札代理人が行った入札
- ク その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 費用の負担

本入札に関して入札参加者が要する費用は、それぞれの入札参加者の負担とする。

(6) 使用言語、単位及び通貨

使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 入札提出書類の取扱い

ア 著作権

入札提出書類の著作権は、入札参加者に帰属する。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づい

て保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

ウ 入札提出書類の使用等

提出された入札提出書類は、事業者の選定に関わる公表等以外に入札参加者に無断で使用しない（使用する場合は、事前に各入札参加者に確認する。）。公表、展示その他市が本件事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、市は、これを無償で使用することができるものとする。

なお、提出された入札提出書類は返却しない。

(8) 市の提供する資料の取扱い

入札参加者（入札提出書類提出期限までに辞退した者を含む。）は、市が提供する資料を本入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(9) 入札保証金

入札参加者は、入札価格の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を入札前までに市に納付しなければならない。ただし、入札保証金の減免については、茅ヶ崎市契約規則（昭和 47 年茅ヶ崎市規則第 15 号）第 5 条の規定による。

(10) その他

- ア 本入札説明書に定めるもののほか、本入札にあたって必要な事項が生じた場合は、参加資格審査結果の通知前においては市ホームページにて公表するため、適宜、ホームページの確認をすること。また、参加資格審査結果の通知後においては入札参加者の代表企業に通知する。
- イ 市が提示する資料及び回答書は、入札説明書等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

第6 提出書類

1 参加資格審査申請書類

参加資格審査申請を行う入札参加予定者は、次の提出書類をまとめて1部提出すること。

- | | |
|-------------------------|---------|
| (1) 参加表明書 | (様式第3号) |
| (2) 構成員及び協力企業一覧表 | (様式第4号) |
| (3) 予定する建設事業者の構成 | (様式第5号) |
| (4) 参加資格審査申請書 | (様式第6号) |
| (5) 委任状（代表企業） | (様式第7号) |
| (6) 委任状（復代理人） | (様式第8号) |
| (7) 各業務を担当する者の要件を証明する書類 | (様式第9号) |

2 入札辞退時の提出書類

入札辞退時は、次の書類を1部提出すること。

- | | |
|-----------|----------|
| (1) 入札辞退届 | (様式第10号) |
|-----------|----------|

3 入札提出書類

入札時は、次の提出書類を指定の部数提出すること。

| 提出書類 | 部数 |
|--|----------------------|
| 入札提出書類提出届及び要求水準に関する誓約書 | 各1部 |
| 入札書 | 1部 |
| 提案書 | 各12部 (正本1部、副本11部) |
| 施設計画図書 | 各12部 |
| 添付資料 | CD-R等 3部 |
| 提案図書概要版 | |
| 施設計画に係る提案概要 | |
| 提案書、施設計画に係る提案概要の電子データ (正本及び副本それぞれのデータを含むものとする。) | |

- (1) 入札提出書類提出届等

- | | |
|---------------|----------|
| ア 入札提出書類提出届 | (様式第11号) |
| イ 要求水準に関する誓約書 | (様式第12号) |

- (2) 入札書

(様式第13号)

- (3) 提案図書

- | | |
|---------------------------|----------|
| ア 事業計画に関する提案書 | (様式第14号) |
| イ 設計・建設及び運営・維持管理業務に関する提案書 | (様式第15号) |
| ウ 本件事業全体に関する提案書 | (様式第16号) |

(4) 施設計画図書

ア 施設概要（施設面積、主要施設の仕様等、施設計画の概要を整理すること。）

イ 設計基本数値

(ア) 施設計画基本数値

a 物質収支

b 用役収支

・電 力：設備動力（プラント、建築設備、照明設備等）、使用電力、料金等の各項目を明らかにすること。

・給排水：プラント用、生活用について日使用量・日排水量を明らかにすること。

・油脂類：プラントで使用する油脂類の年間使用量を明らかにすること。

(イ) 主要施設（機器）設計計算書

a ヤード・保管設備の面積及び容量

b ホッパ容量

c コンベヤ能力

d 選別機能力

e 送風機関係の能力

f 破碎機能力

g 搬出設備の貯留容量

h その他主要機器の容量及び能力計算

i 負荷リスト

j 処理不適物（破碎困難物）リスト

k 防爆及び爆発時の対策

l 火災発生時の対策

(ウ) 要求水準に対する設計仕様書

（様式第12号-1）

ウ 図面【縮尺は、特に指定がある場合を除き、入札参加者にて見やすい縮尺に設定すること。】

(ア) 全体配置図【A3横】

(イ) 動線計画図【A3横】

(ウ) 各階機器配置図（主要機器の名称を記載すること。）【A3横】

(エ) 機器配置断面図（縦断、横断図）【A3横】

(オ) 点検動線計画図（主要機器の名称記載）【A3横】

(カ) 主要機器組立図【A3横】

(キ) フローシート【A3横】

a 対象廃棄物並びにその生成物及び副産物

b 集じん

c 給排水

d 計装設備（他のフローシートとの兼用も可）

e 建築設備（空調、換気、給排水、給湯、放送設備、火報等）

f 情報処理システム

(ク) 電気設備主回路単線系統図【A3横】

(ケ) 建築一般図（各階平面図及び断面図）【A3横】

(コ) 建築仕上げ表

(サ) その他提案する構造物等に関する図面【A3横】

(シ) 建築面積表（各階床面積及び各室床面積を明記すること。）

(ス) パース（鳥瞰図、アイレベル 各 1 枚）【A3 横】

エ 工事工程

(ア) 全体工事工程 【A3 横】

(5) 添付資料

(様式第 17 号)

その他要求水準に示す性能・機能を確認できる資料（運営を含む。）及び提案等の内容が確認できる資料（運営・維持管理業務を含む。）がある場合には、添付資料にて取りまとめること。なお、添付資料は、簡潔な記載に努めることとし、各項目につき 3 ページ程度とすること。

(6) 提案図書概要版

(様式第 18 号)

(7) 施設計画に係る提案概要【A3 横 1 枚】

施設計画に係る提案概要には、下記の項目を含めるものとする。

- ・パース図
- ・本件施設の建築面積、延床面積、その他の施設諸元
- ・提案のコンセプト
- ・施設計画の特徴

第7 提出書類作成要領

1 一般的事項

各提出書類を作成するに当たっては、特に市の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものところによるものとする。また、原則として横書きで記述する。
- (2) 様式集の各様式に記載されている指示に従うこと。

2 参加資格審査申請時の提出書類

参加資格審査申請時の提出書類を作成するに当たっては、特に市の指示がない限り、参加資格審査申請書（様式第6号）を表紙として、提出書類を所定の順番でまとめ、A4版・縦・左綴じとして1部提出すること。

3 入札書

入札書を作成するに当たっては、特に市の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) 入札書（様式第13号）は、封筒（別紙4参照。）に入れ、封かんして提出すること。
なお、様式第13号別紙1、別紙2及び別紙3については、入札書の提出と同時に、入札書と別に封かんして提出すること（別紙4参照）。
- (2) 入札価格は、事業期間にわたる設計・建設業務に係る対価及び運営・維持管理業務に係る対価を単純に合計した金額（現在価値換算前の実額ベース）とし、「別紙5 本件事業において市が事業者に支払う対価について」に基づいて算定すること。
また、特定事業契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込まないこと。
- (3) 入札価格には、消費税及び地方消費税を加えないこと。
- (4) 事業計画に関する提案書との整合性を確保すること。

4 提案書

提案書を作成するに当たっては、特に市の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) 提案図書は、様式毎に様式集に示す所定のページ数とし、様式集の順番で1冊にまとめ、「設計・建設及び運営・維持管理業務に関する提案書」、「事業計画に関する提案書」、「本件事業全体に関する提案書」をA4版（A3版書類についてはA4版に折込み）・縦・横書き・片面・左綴じとして、各12部提出すること。
文字サイズは11ポイント以上（図表は含めない）とし、1ページに概ね1,600字程度とすること。提案図書には、各ページの下中央に通し番号（1/●～●/●）をふり、市から送付された参加資格審査結果通知書に記載された「受付グループ名」（以下「受付グループ名」という。）を右下欄に記入する。
- (2) 施設計画図書は、「第6.3(4) 施設計画図書」に記載した順番で1冊にまとめ、A4版（A3版書類についてはA4版に折込み）・縦・横書き・片面・左綴じとして、各12部提出すること。
施設計画図書には、各ページの下中央に通し番号（1/●～●/●）をふり、受付グループ名を右下欄に記入する。ただし、「(ウ) 要求水準に対する設計仕様書」は分冊とする。
また、施設計画図面については次のとおりとする。
ア 図面は、JISの建築製図通則に従って作成すること。
イ 右下に図面名称及び受付グループ名を記入する。

- (3) 添付資料及び提案図書概要版は、様式集の順番（各添付資料の該当する様式が分かるようにまとめる）こと。で1冊にまとめ、A4版（A3版書類についてはA4版に折込み）・縦・横書き・片面・左綴じとして、各12部提出すること。添付資料には各ページの下中央に通し番号（1/●～●/●）をふり、様式第17号（添付資料の表紙）には、受付グループ名を右下欄に記入する。
- (4) 提案書のうち文章で記載するものについては、図表、絵、写真等を使用してよい。また、着色は自由とする。
- (5) ロゴマークの使用を含めて、構成企業かどうかにかかわらず、企業名がわかる記述を避けること。ただし、提案書のうちの正本1部については、表紙及び表紙以外の各様式において企業名を明らかにすること（正本に構成企業の凡例をつける対応も可とする。）。
- (6) 各様式の記載事項については、様式間の不整合がないよう留意すること。
- (7) 市に提出する提案書の電子データは、PDF形式及びMicrosoft Word（windows版、docx形式）とし、提案図書、施設計画図書（施設概要、設計基本数値）、施設計画図書（図面、工事工程）、添付資料、提案図書概要版ごとに様式集の順番でそれぞれ1つのファイルにまとめて提出すること。電子データのサイズに応じてファイルを複数に分割してもよい。また、様式集（Excel版）についてはMicrosoft Excel（Windows版、xlsx形式）も提出すること。
なお、市に提出する電子データには、印刷制限等のセキュリティ権限を設定しないこと。

5 施設計画に係る提案概要

施設計画に係る提案概要を作成するにあたっては、特に市の指示がない限り、次のとおりとすること。

- (1) 施設計画に係る提案概要是、A3版・縦・横書き・1枚（片面印刷）とし、綴じずに12部提出すること。市に提出する電子データは、PDF形式及びMicrosoft Word（windows版、docx形式）とする。
- (2) 受付グループ名を右上隅に記載し、提案書と同様、企業名等が特定できる表現はしないこと。
- (3) 施設計画に係る提案概要には、下記の項目を含めるものとし、簡潔に記載すること。ただし、落札者決定後、各種会議等への報告のために落札者の施設計画に係る提案概要を使用するため、記載する内容に留意すること。特に、各入札参加者のノウハウに係る内容等については、各入札参加者の判断により、支障のない表現とすること。
- ・パース図
 - ・本件施設の建築面積、延床面積、その他の施設諸元
 - ・提案のコンセプト
 - ・施設計画の特徴
- (4) 施設計画に係る提案概要は、定量化審査の対象にはしない。

6 留意事項

入札提出書類の作成に当たっては、次の条件を踏まえること。

- (1) リスク管理の方針
本件事業の実施における責任は、原則として事業者が負う。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、事業者と別途協議の上、市が応分の責任を分担する。市と事業者との責任分担の程度や具体的な内容については、特定事業契約で定める。
- (2) 保険
ア 市は、災害等に備えて、本件施設の災害等による損害を担保する目的で、建物総合損害共済

(公益社団法人全国市有物件災害共済会)に加入する予定である。なお、事業者の責めに帰すべき事由によって損害が生じた場合であっても、市が加入する保険にて保険金が填補された場合は、市が事業者に対して行う損害賠償請求の金額からその分を控除するものとする。

イ 事業者の帰責事由によって損害が生じた場合には、市は事業者に対して損害賠償請求権を有する。ただし、事業者が付保する保険金により填補された部分は控除されるものとする。

ウ 事業者は第三者賠償保険等の必要な保険に加入すること。

(3) 資金調達

入札参加者が、事業実施に際して必要となる資金等を金融機関等より調達することを想定する場合は、金融機関等より当該の資金調達に係る関心表明書を徴求する等の対応により、資金調達が確実に行われるよう配慮すること。

(4) 要求水準書範囲外の提案について

要求水準書に規定されている内容（業務範囲及び仕様）以外の提案については、予め入札説明書等に関する質問（第1回又は第2回）において、市に確認し、了解を得たものに限り有効とする。

市の了解を得ずに提案を行った場合は、落札者決定基準に示す基礎審査において、失格とする場合があるので注意すること。なお、質問内容が入札参加者のノウハウに関する場合には、個別に回答するものとする。

(5) 電力の供給について

電力は隣接するごみ焼却施設において、高圧線引込み後に本件施設に供給する。そのため、本事業では電気料金は支払いの対象とならない。

第8 事業実施に関する事項

(1) 業務の委託

事業者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事業者があらかじめ書面により、本業務の一部について、第三者に委託し、又は請け負わせることについて、市の承諾を得た場合はこの限りでない。

(2) 雇用等への配慮

- ア 雇用については、市内の人材雇用に配慮すること。
- イ 関係法令等に基づく雇用基準等を順守すること。
- ウ 下請人等を選定する際は、市内に本店（建設業法に規定する主たる営業所を含む。）を有する者の中から選定するよう努めること。
- エ 資機材等の調達、納品等においても、市内に本店を有する企業を活用するよう努めること。

(3) 事業計画又は特定事業契約の解釈について疑義の生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合、特定事業契約等の規定に基づいて、市と事業者は誠意をもって協議する。

また、特定事業契約に関する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(4) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(ア) 事業者の提供するサービスが、特定事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、是正勧告を行い、一定期間内に改善策の実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかつたときは、市は、特定事業契約を解除することができる。

(イ) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は特定事業契約を解除することができる。

(ウ) (ア)及び(イ)により市が特定事業契約を解除した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

イ 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(ア) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は特定事業契約を解除することができる。

(イ) (ア)により事業者が特定事業契約を解除した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償する。

ウ 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、特定事業契約を解除することができる。

エ その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約に定める。

(5) 市による本件事業の実施状況のモニタリング

市は、事業者が実施する実施状況が要求水準及び特定事業契約の内容を満たしているかを確認するため、本件事業のモニタリングを行う（別紙6参照）。

第9 その他

1 必要事項等の追加

本入札説明書に定めることの他、入札の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、参加資格審査結果の通知前においては市ホームページにおいて公表するため、適宜、市ホームページにおいて確認すること。

また、参加資格審査結果の通知後においては代表企業に通知する。

2 情報提供

本件事業に係る情報提供は、適宜、市ホームページ等を通じて行う。

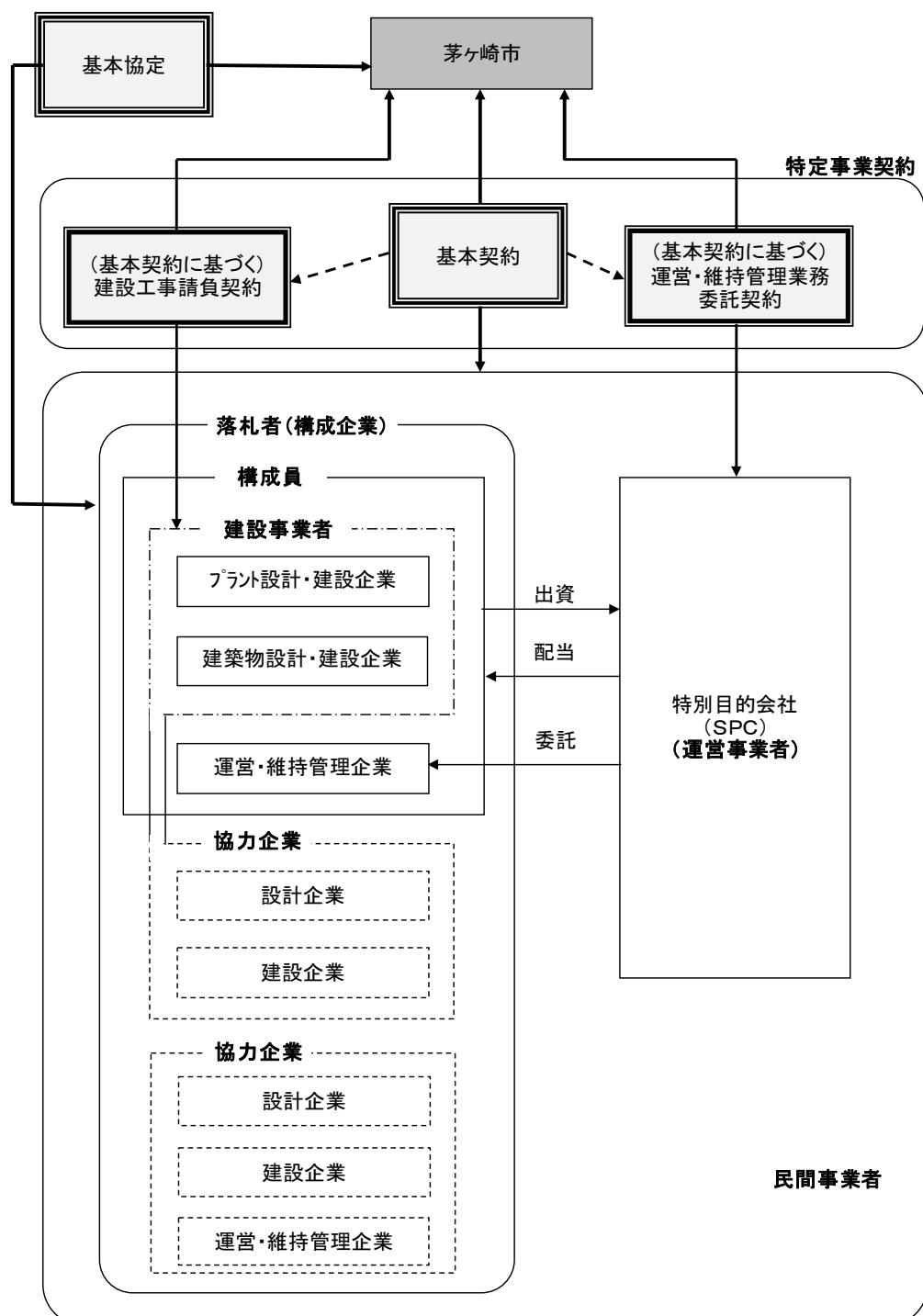
別紙1 用語の定義

| 用語 | 定義 |
|-------------------|--|
| 受入対象物 | 市内及び寒川町内から排出され、委託業者、排出事業者又は市民がごみ焼却施設及び本件施設に直接搬入する搬入物を総称している。 |
| 運営・維持管理業務 | 本件事業における運営・維持管理（運転、維持管理、補修、更新等を含むが、これに限らない。）に係る業務をいう。 |
| 運営・維持管理業務委託契約 | 市と運営事業者が締結する茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設運営・維持管理業務委託契約書に基づく契約をいう。 |
| 運営・維持管理業務委託契約書（案） | 入札公告時に配付する「茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設運営・維持管理業務委託契約書（案）」をいう。 |
| 運営事業者 | 落札者の構成員が株主として出資設立する株式会社で、粗大ごみ処理施設の運営・維持管理業務を目的とする特別目的会社（S P C : Special Purpose Company）であり、運営・維持管理業務を担当する者をいう。 |
| 運営対象施設 | 本件事業の運営・維持管理業務を実施する事業者が業務を行う対象施設をいう。 |
| 既設計量棟 | ごみ焼却施設北側に設置されている計量棟のことであり、直接搬入以外の計量については、本計量機で行う。ただし、保守点検・修繕は本件事業の対象外とする。 |
| 基本協定 | 本件事業開始のための基本的事項に係る市と落札者の間で締結される茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備・運営事業基本協定書に基づく協定をいう。 |
| 基本協定書（案） | 入札公告時に公表する「茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備・運営事業基本協定書（案）」をいう。 |
| 基本契約 | 本件事業の実施に際し、市と事業者が締結する、相互の協力、支援等について定める茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備・運営事業基本契約書に基づく契約をいう。 |
| 基本契約書（案） | 入札公告時に公表する「茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備・運営事業基本契約書（案）」をいう。 |
| 協力企業 | 構成企業のうち、運営事業者への出資を行わない者で、本件事業の実施に際して、設計・建設業務又は運営・維持管理業務のうちの一部を請負い、又は受託することを予定している者をいう。 |
| 建設工事請負契約 | 設計・建設業務に係る市と建設事業者との間で締結される茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設建設工事請負契約書に基づく契約をいう。 |
| 建設工事請負契約書（案） | 入札公告時に公表する「茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設建設工事請負契約書（案）」をいう。 |
| 建設事業者 | 本件事業において、設計・建設業務を担当する者で、特定共同企業体をいう。 |
| 構成員 | 構成企業のうち、落札者の選定後、運営事業者への出資を行う者をいう。 |
| 構成企業 | 構成員と協力企業の総称をいう。 |
| ごみ焼却施設 | 環境事業センターにある可燃ごみ、本件施設からの破碎残渣等を処理対象物として焼却処理するための可燃ごみ等処理施設である。 |
| 事業者 | 建設事業者及び運営事業者を総称している。 |
| 処理困難物 | 危険物、特定家庭用機器、パソコン等、市及び寒川町では収集・処理できないごみを総称している。 |
| 処理対象物 | 受入対象物のうち、本件施設にて処理（計量・破碎・選別等）するもので、処理不適物、処理困難物等を除いたものを総称している。 |
| 処理不適物 | 焼却処理、破碎・選別処理等に適さないもの又は設備に不具合が発生するものを総称している。 |
| ストックヤード | 大型ごみ受入貯留ヤード、不燃ごみ受入貯留ヤード、処理困難物等の抜取物一時貯留ヤード等、本件施設にて設置するストックヤードを総称している。 |
| 粗大ごみ処理施設 | 不燃ごみ及び大型ごみ、不法投棄物等を処理対象物として破碎・選別処理する破碎設備、資源物等を一時保管する保管設備を有する施設の総称とし、入札説明書等において示す粗大ごみ処理施設設計・建設工事の工事範囲に設置される計量棟及び該当する範囲の外構等の全てを含めている。 |
| 代表企業 | 入札時に参加者の代表を務める者をいう。 |
| 特定事業契約 | 本件事業に係る基本契約、建設工事請負契約及び運営・維持管理業務委託契約を総称して又は個別にいう。 |

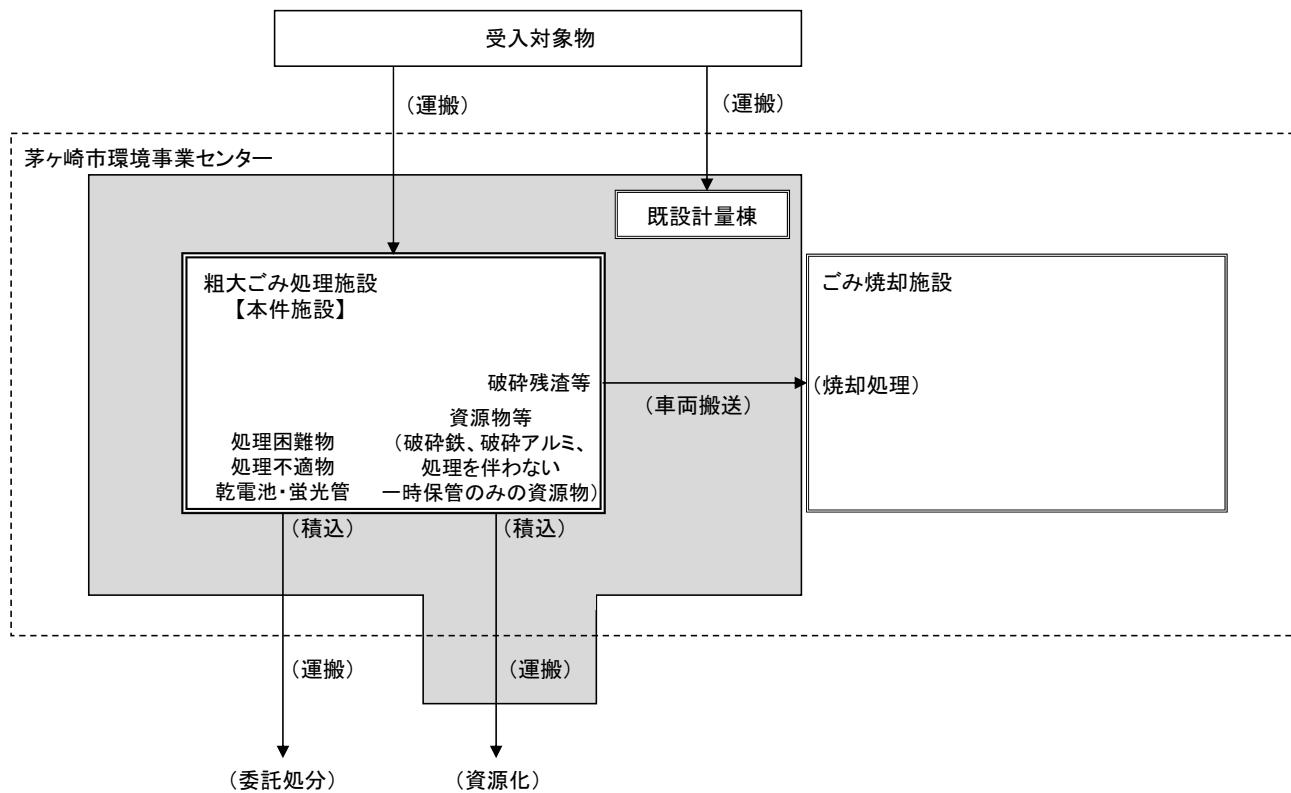
| 用語 | 定義 |
|-----------------|---|
| 入札参加者 | 本件事業の入札に参加する企業グループをいう。 |
| 入札説明書等 | 市が本件事業の実施に際して入札公告時に公表する入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運営・維持管理業務委託契約書（案）を総称して又は個別にいう。 |
| 入札提出書類 | 入札参加者が本件事業の応募に際し、市に提出するものとして、入札説明書に規定する図書をいう。 |
| 廃棄物処理施設整備交付金 | 市町村（一部事務組合、広域市及び特別区を含む。）が大規模災害における災害対応拠点となるうる廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために作成した循環型社会形成推進地域計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、国が交付する交付金をいう。 |
| 破碎残渣 | 本件施設からの処理残渣のうち可燃性及び不燃性の破碎残渣を総称している。 |
| 破碎残渣等 | 破碎残渣及び本件施設に一般持込の混載で搬入された可燃ごみを総称している。 |
| プラント設備 | 本件事業における粗大ごみ処理施設の設備のうち、処理対象物を破碎、選別、保管するために必要な全ての設備（機械設備・電気設備・計装制御設備等を含むが、これに限らない。）を総称している。 |
| 本件施設に搬入される受入対象物 | 受入対象物のうち、本件施設にて処理（計量・破碎・選別等）するもの（処理対象物+処理不適物+処理困難物+一般持込ごみ（積載物可燃のみ））を総称している。 ただし、積載物可燃のみについては、本件事業で整備する計量機で計量のみを行う。 |
| 本件事業 | 市が実施する茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備・運営事業をいう。 |
| 本件施設 | 本件事業において設計・建設される粗大ごみ処理施設をいう。 |
| 本入札説明書 | 入札公告時に配付する「茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備・運営事業入札説明書」をいう。 |
| 要求水準書 | 入札公告時に配付する「茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備・運営事業要求水準書」をいう。 |
| 様式集 | 入札公告時に配付する「茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備・運営事業様式集」をいう。 |
| 落札者 | 入札参加者の中から本件事業を実施する者として選定された入札参加者であり、本件事業を実施する者をいう。 |
| 落札者決定基準 | 入札公告時に配付する「茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備・運営事業落札者決定基準」をいう。 |

別紙2 本件事業の事業スキーム（例）

- 施設の設計から建設、運転・維持管理業務までを民間事業者に一括発注する。
- 市と落札者（構成企業）は、特定事業契約の本契約成立前の双方の義務について必要な事項を定めた基本協定を締結し、民間事業者は運営事業者の設立等を実施していく。
- 施設建設は公設であり、市は施設の設計・建設を行う建設事業者と建設工事請負契約、施設運転・運営を行う運営事業者（SPC）と運営・維持管理業務委託契約を締結する。
- 建設工事請負契約と運営・維持管理業務委託契約を1つにまとめるための「上位契約」として、「基本契約」を締結し、建設事業者と運営事業者の連携を強化する。



別紙3 運営事業者の業務範囲



※受入対象物のうち下線で示すものは、非定常に発生することを示す。

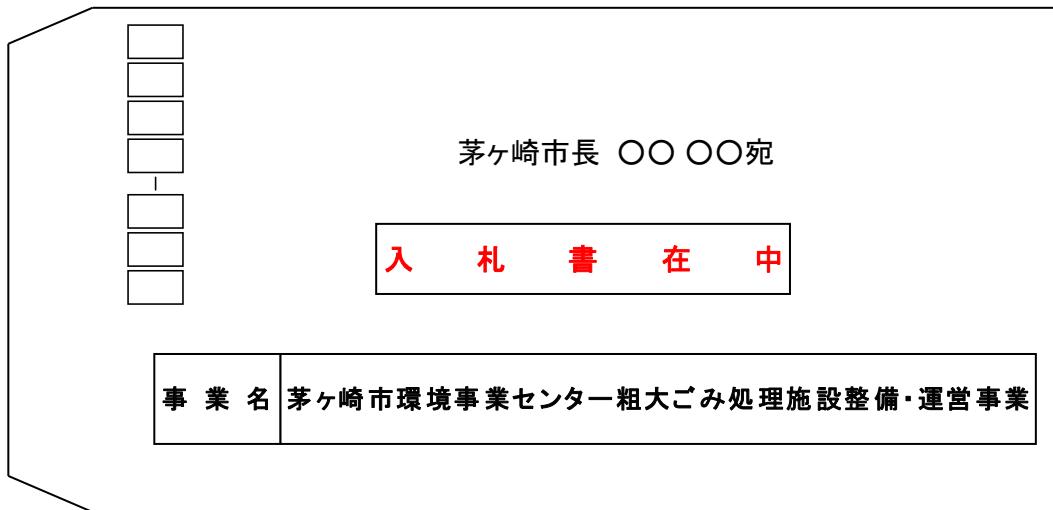
※ [] は、運営事業者の業務範囲を示す。

※破碎残渣等は、処理工程から生じる破碎残渣と一般持込みの混載で搬入された可燃ごみを示す。

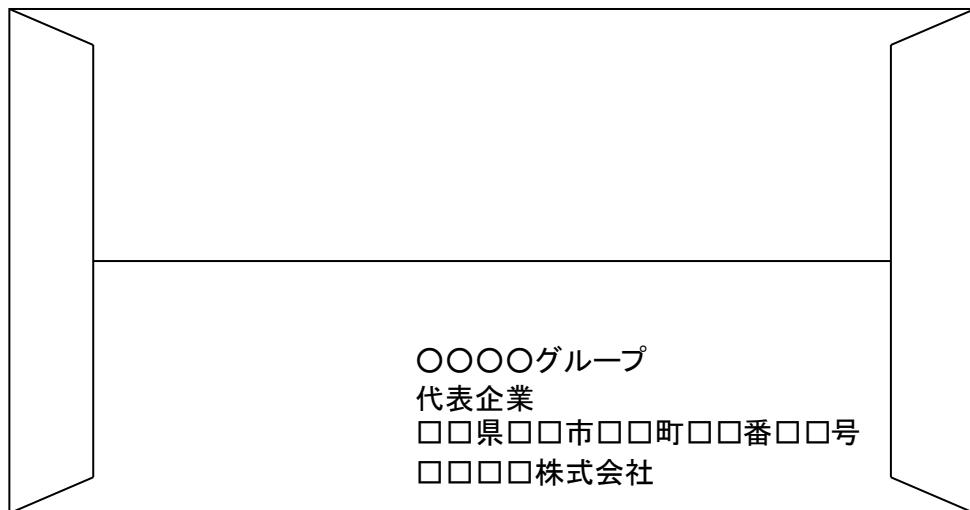
別紙4 入札書等の提出用封筒作成要領

1 入札書の提出用封筒について

封筒：表



封筒：裏

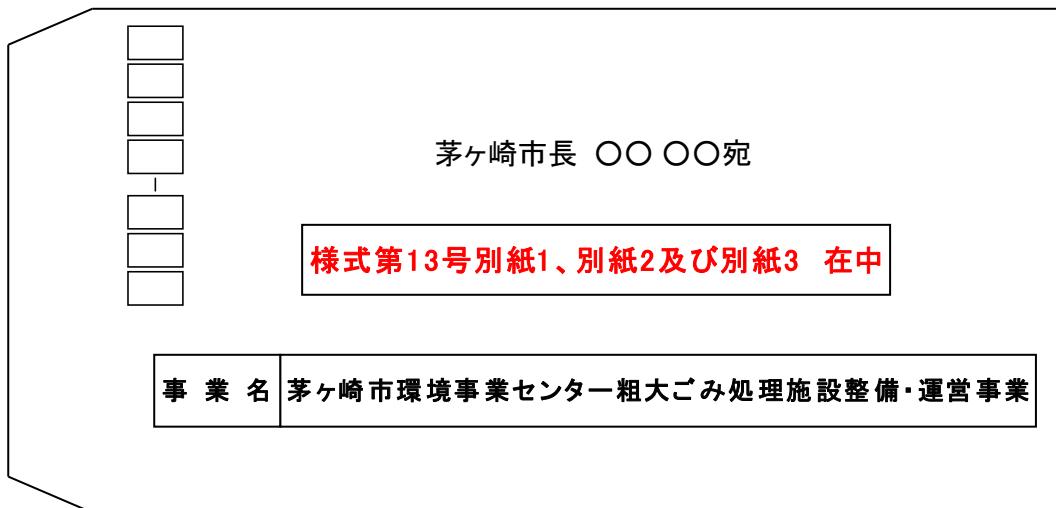


その他

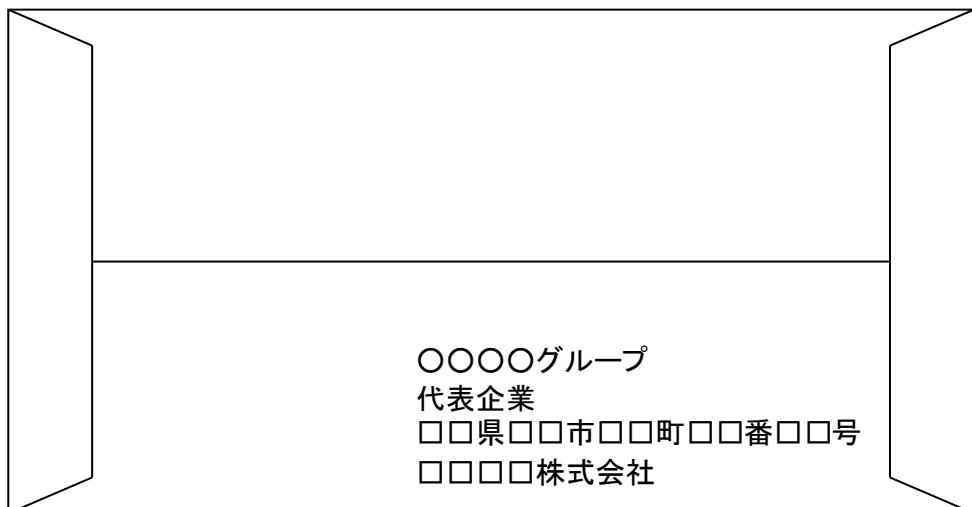
- ・ 縦書きも可とする。
- ・ 表面の「入札書」は、朱書きとすること。
- ・ 封筒の大きさは、長形3号（120mm × 235mm）とすること。
- ・ 封筒中には、様式第13号を入れることとし、様式第13号別紙1、別紙2及び別紙3については、入札書の提出と同時に、入札書と別に封かんして提出すること。

2 様式第13号別紙1、別紙2及び別紙3の提出用封筒について

封筒：表



封筒：裏



その他

- ・ 縦書きも可とする。
- ・ 表面の「様式第13号別紙1、別紙2及び別紙3」は、朱書きとすること。
- ・ 封筒の大きさは、長形3号（120mm × 235mm）とすること。
- ・ 封筒中には、様式第13号別紙1、別紙2及び別紙3を入れること。

別紙5 本件事業において市が事業者に支払う対価について

1 対価の構成

本件事業において市が事業者に支払う対価の構成は、次のとおりである。

| 対価の構成 | 対象業務 |
|----------------|---------------------------------------|
| 設計・建設業務に係る対価 | ①設計業務 ②建設業務 ③その他上記項目の関連業務を含む |
| 運営・維持管理業務に係る対価 | ①運営対象施設の運営・維持管理業務 ②その他上記項目の関連業務を含む |

2 対価の算定方法

(1) 設計・建設業務に係る対価

| 区分 | 支払の対象となる費用 | 対価の算定方法 |
|--------------|------------------------------|---|
| 設計・建設業務に係る対価 | ①設計業務費用 ②建設業務費用 ③その他費用 | ■設計・建設業務に係る対価 =左欄支払の対象となる費用の合計 ■市の示す交付金年度計画に対する出来高から算定する。 |

(2) 運営・維持管理業務に係る対価

| 区分 | 支払の対象となる費用 | 対価の算定方法※1 |
|-------------------|--|--|
| 運営・維持管理業務 委託料A | ①変動費用 ・燃料費 ・薬剤費 ・ガス、上下水道費（基本料金除く） ・その他費用（一般廃棄物等の処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。） | ■各支払期の支払金額 =各支払期の処理量（実績値）※2×提案単価（円/t） ※入札価格の算定にあたっては、以下のとおりとする。 運営・維持管理業務委託料A =各年度処理量（計画値）※3×提案単価（円/t） |
| 運営・維持管理業務 委託料B | ①固定費用 ・人件費 ・維持管理費（補修費用除く） ・ガス、上下水道費の基本料金 ・通信費 ・その他費用（S P C 経費等） | ■各支払期の支払金額 =[左欄対象費用の運営期間中の費用の合計金額 ÷支払回数（12回/年×20年）] |
| | ②補修費用 | ■補修費用は各年度の補修計画に合わせた金額とし、支払金額が変動することは認めるが、支払金額の平準化について、一定の配慮をすること。 |

※1 各支払期の委託料は、1円未満を切り捨てるものとする。

※2 「各支払期の処理量（実績値）」は、ごみ計量機にて計量した搬入量とし、単位は(t)、小数点以下第2位(10kg単位)まで有効桁数とする。

※3 「各年度処理量（計画値）」は、要求水準書を参照すること。

3 対価の支払方法

(1) 設計・建設業務に係る対価

建設工事請負契約による。

ア 各会計年度における設計・建設業務に係る対価の支払限度額の割合

設計・建設期間における各会計年度の支払限度額及び出来高予定額は、落札者の提案内容を踏まえて市にて作成し、契約書作成時に通知する。

(2) 運営・維持管理業務に係る対価

ア 支払回数

運営・維持管理業務委託料A（変動費用）：240回（20年間×年12回）

運営・維持管理業務委託料B（固定費用）：240回（20年間×年12回）

運営・維持管理業務委託料B（補修費用）：40回（20年間×年2回）

イ 運営・維持管理業務委託料Aの1回当たりの支払額は、〔各支払期の処理量（実績値）×提案単価（円/t）〕によるものとする。

ウ 運営・維持管理業務委託料Bのうち、固定費用の1回当たりの支払額は、20年間の合計額を240等分した額とする。

エ 運営・維持管理業務委託料Bのうち、補修費用については、各年度の補修計画に合わせた支払額とし、半期毎に支払う。（支払時期は、9月度及び3月度の運営・維持管理業務委託料支払い時とする。）なお、市と運営事業者が協議の上、補修計画の見直しにより、各年度の支払額を見直すことができる。ただし、当該運営・維持管理業務委託料B（補修費用）の事業期間中の総額は変更しない。

オ 市は、本件施設の引渡し後、運営・維持管理業務委託契約書の規定に従い、月報の提出を受けた後、毎月の月報を受領した日から10日以内に運営事業者に対して業務確認結果を通知する。運営事業者は、当該通知に従い、直前の1か月に相当する業務委託料に係る請求書を速やかに市に提出する。市は、請求を受けた日から30日以内に運営事業者に対して当該業務委託料を支払う。

ただし、市は、モニタリングを行った結果、是正勧告を行うに至った場合には、当該是正勧告の対象となる事象が解消される日まで該当する期間にかかる業務委託料の支払を留保することができるものとする。この場合、運営事業者は、改善確認の通知を市から受領した後速やかに当該通知に従い、留保が解消された業務委託料に係る請求書を市に提出し、市は請求を受けた日から30日以内に運営事業者に対して当該運営・維持管理業務委託料を支払う。

4 物価変動等による改定

(1) 物価変動等の指標

ア 設計・建設業務に係る対価

建設工事請負契約書による。ただし、市は、国等からスライド条項の活用に係る通達等が出了された場合で、事業者から申出等があったときには、誠意をもって協議を行うものとする。

なお、当該協議に際して、事業者は、建設工事請負契約書第26条に規定する具体的な運用に関して提案できるものとし、市は、その内容に合理性及び妥当性があると認める場合、前述の事業者提案に基づき、請負代金額の見直しに係る協議を行うものとする。

イ 運営・維持管理業務に係る対価

運営・維持管理業務に係る対価のうち、改定の対象となる費用及び各費用に対応した物価変動等の指標を以下に示す。

なお、当該指標は、落札者決定後、落札者の提案について合理性及び妥当性があると市が認める場合、協議を行い、見直しすることができる。

| 区分 | 改定の対象となる費用 | 指標 |
|---------------|-----------------------------------|--|
| 運営・維持管理業務委託料A | ・燃料費 | 消費税を除く国内企業物価指数>石油・石炭製品>石油製品>該当する重油種類（日本銀行調査統計局） |
| | ・薬剤費 | 消費税を除く国内企業物価指数>化学製品>無機化学工業製品（日本銀行調査統計局） |
| | ・ガス、上下水道費（基本料金除く） | 各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、市と事業者が変更内容をもとに協議し、市が変更等を決定する。 |
| | ・その他費用 | 消費税を除く企業向けサービス価格指数>総平均（日本銀行調査統計局） |
| 運営・維持管理業務委託料B | ・人件費 | 毎月勤労統計調査>調査産業計（事業所規模30人以上）>現金給与総額指数>全国平均（厚生労働省） |
| | ・維持管理費（補修費用を除く） ・その他費用（SPC経費等） | 消費税を除く企業向けサービス価格指数>総平均（日本銀行調査統計局） |
| | ・ガス、上下水道費の基本料金 ・通信費 | 各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、市と事業者が変更内容をもとに協議し、市が変更等を決定する。 |
| | ・補修費用 | 消費税を除く企業向けサービス価格指数>自動車整備・機械修理>機械修理（日本銀行調査統計局） |

(2) 改定の条件

運営・維持管理業務に係る対価の支払額については、改定のための確認を年1回行うものとする。

改定時の指標と前回改定時の指標を比較し、±1.5%（下記(3)アに示す改定割合に±0.0151以上の増減があった場合で、小数点以下第4位未満に端数が生じたときは、小数点以下第4位未満を切り捨てるものとする。）を超過する増減があった場合に改定を行うものとする。なお、事業者は、変動の有無にかかわらず、市へ書面により毎年報告を行うこと。

毎年、6月末時点で公表されている最新の指標（直近12か月の平均値）に基づき、7月末までに見直しを行い、翌年度の運営・維持管理業務に係る対価を確定する。改定された各業務に係る対価は、改定年度の翌年の第1支払期の支払から反映させる。

初回の改定は、令和7年6月末時点で公表されている最新の指標（直近12か月の平均値）に

基づき、令和7年7月末までに見直しを行い、令和8年度の運営・維持管理業務に係る対価を確定する（比較対象は、令和5年6月末時点で公表されている最新の指標（直近12か月の平均値）とする。）。改定された運営・維持管理業務の対価は、令和8年度の第1支払期の支払から反映させる。なお、初回改定時の基準額は特定事業契約に定めた額となる。

(3) 改定の計算方法

ア 算定式

運営・維持管理業務に係る対価のうち、改定の対象となる費用については、次式に従い見直しを行う。

$$Y = \alpha \times X$$

Y ：改定後の当該費用（税抜）

X ：前回改定後の当該費用

（税抜、第1回目の改定が行われるまでは特定事業契約に示された当該費用）

$$\alpha : \text{改定割合} \quad \left(\frac{\text{改定時の指標}}{\text{前回改定時の指標}} \right)$$

注1) 当該指数については、「(1) 物価変動等の指標」に示すとおりである。

注2) 改定が行われるまでは契約締結年度における当該指標とする。

注3) 当該改定割合に小数点以下第4位未満に端数が生じた場合は、小数点以下第4位未満を切り捨てる。

イ 消費税及び地方消費税の改正による改定

運営期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、市の事業者への支払に係る消費税及び地方消費税については、市が改定内容にあわせて負担する。

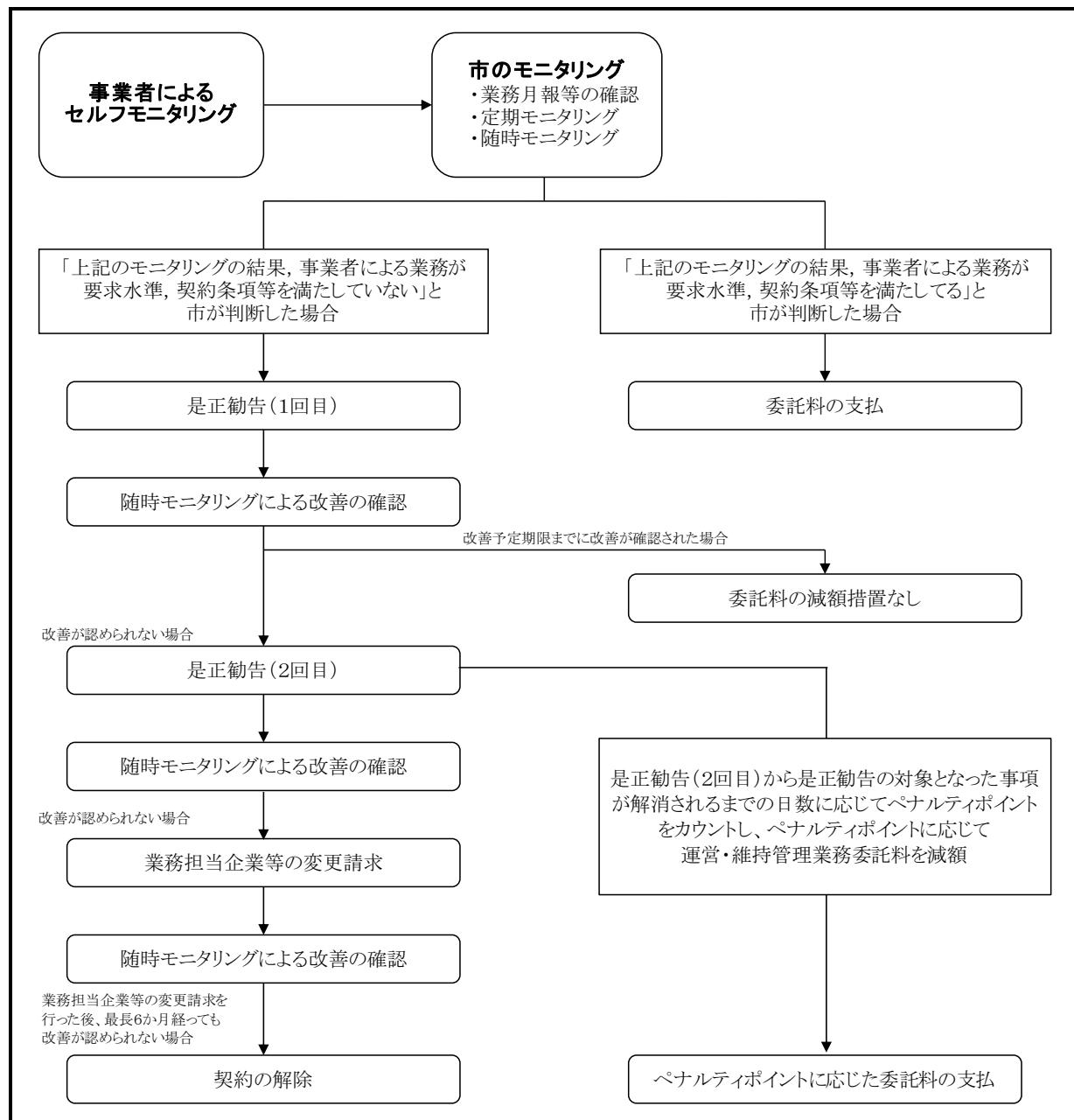
(4) その他例外的な見直しについて

固定費、変動費を構成する費目のうち、(1)から(3)による見直し方法が適当でないと市が認めた費目については、市と事業者が協議の上で別途見直し方法を定めるものとする。

別紙6 モニタリング及び業務委託料の減額等

1 運営・維持管理期間中の業務水準低下に関する措置

本件事業における運営・維持管理期間中の業務水準低下に関する措置は、下図に示すとおりとする。



2 モニタリングの方法

モニタリングは、運営・維持管理業務に係る対価の減額を目的とするものではなく、市と運営事業者との対話を通じて、本件事業が安定して継続できるよう実施状況を一定の水準に常に保つことを目的に実施する。

(1) セルフモニタリング実施計画書の作成及び実施

運営事業者は、運営・維持管理業務委託契約の本契約成立後、要求水準書及び提案書に基づき、以下の項目を含むセルフモニタリング実施計画書を作成し、市の承諾を得ること。

セルフモニタリング実施計画書に基づき、自己の費用及び責任においてセルフモニタリングを実施し、運営・維持管理業務の履行状況について確認等を行い、運営・維持管理契約書に定める各種報告書等をそれぞれの期日までに作成し市に提出すること。

- | | |
|------------|------------|
| ① モニタリング時期 | ④ モニタリング手続 |
| ② モニタリング内容 | ⑤ モニタリング様式 |
| ③ モニタリング組織 | |

(2) 市によるモニタリングの方法

本件事業における運営・維持管理業務のモニタリングについては、以下のとおりとする。

ア 定期モニタリング（業務月報等の確認）

市は月毎又は事業年度毎に、運営事業者又は建設事業者による運営・維持管理業務委託契約、入札説明書等及び提案書に定める業務内容（運営管理や地域貢献の提案等を含む。）の実施状況を、運営事業者から市へ提出される業務月報又は業務年報、その他の業務報告書等で確認するとともに、必要に応じて現場調査を行う。

イ 隨時モニタリング

市は、随時必要に応じて定期モニタリングとは別に本件施設の現場調査等のモニタリングを実施する。

ウ 財務状況等モニタリング

市は事業年度毎に、本件事業のサービス提供の停止、あるいは事業継続の困難という事態を回避するため、運営事業者の事業実施体制、財務状況、リスク対応、資金収支についてモニタリングを行う。

(3) 業務の改善についての措置

ア 是正勧告（第1回目）

市は、上記モニタリングの結果から、運営事業者による業務が要求水準、提案書及び運営・維持管理業務委託契約の各条項を満たしていないと判断した場合には、その内容に応じて以下の初期対応を行う。

(ア) 是正勧告

確認された不具合又は提案内容の未達（運営管理や地域貢献の提案等を含む。）が、繰り返し発生している場合又は、初発でも重大であると認めた場合、運営事業者に適切な是正措置をとることを通告（是正勧告）する。運営事業者は、市から是正勧告を受けた場合、速やかに市と協議を行うとともに、改善策、改善予定期限（2週間を基本とし、発生した事象により市と事業者の協議により決定する。）、再発防止策等を記載した業務改善計画書を市に提出し、市の承諾を得るものとする。

(イ) やむを得ない事由による場合の措置

やむを得ない事由により要求水準、提案書及び運営・維持管理業務委託契約の内容を満たすことができない場合、運営事業者は、市に対して速やかに、かつ、詳細にこれを報告し、その改善策について市と協議する。運営事業者から報告された事由に合理性があると市が判断した場合、市は、対象内容の見直し等を検討した上で、再度の勧告の対象としない。

イ 改善の確認

市は、運営事業者からの改善完了の報告書受理又は改善予定期限において、随時のモニタリングを行い、業務改善計画書に沿った改善の実施状況を確認する。

ウ 是正勧告（第2回目）

上記イにおけるモニタリングの結果、業務改善計画書に沿った期間及び内容での改善が認められないと市が判断した場合、市は、運営事業者に第2回目の是正勧告を行うとともに、再度、業務改善計画書の提出請求、協議、承諾及び随時のモニタリングによる改善確認の措置を行う。

エ 業務担当企業等の変更請求

上記ウの手続を経ても第2回目の業務改善計画書に定められた内容が、定められた期間内に改善が認められないと市が判断した場合、市は、当該業務を担当している業務担当企業を変更することを運営事業者に請求することができる。

オ 契約の解除等

市は上記エの業務担当企業等の変更請求を行った後、最長6ヶ月を経て改善効果が認められないと判断した場合、市が本契約の継続を希望しない時には、運営・維持管理業務委託契約を解除することができる。

(4) 運営・維持管理業務に係る対価の減額等の措置

運営・維持管理業務の実施状況により、以下に示す委託料の減額措置を行う。

ア 減額の対象

減額の対象は、「運営・維持管理業務委託料B（固定費用）」とする。

なお、補修業務については、「運営・維持管理業務委託料B（補修費用）」を対象として、運営事業者が特段の理由なく補修計画に計画した補修等を、運営・維持管理期間内に実施しなかった場合、実施内容に応じて補修費用を減額するものとする。その際、減額の対象となる業務委託料は、「運営・維持管理業務委託料B（補修費用）」とし、運営事業者は運営・維持管理期間の終了時、減額されるべき補修費用に相当する額を市に返還しなければならない。

イ 減額の決定過程

モニタリングの結果、市が是正勧告（第2回目）を行った場合、その日を起算日として、当該是正勧告の対象となる事象が解消される日まで、1日（1日未満は1日とする。）につき、1ポイントのペナルティポイントをカウントする。また、1事象に対しては、1つの是正勧告を、複数の事象に対しては複数のは正勧告を行うこととし、各事象につき、それぞれ累積ペナルティポイントをカウントする。

ウ 減額の決定

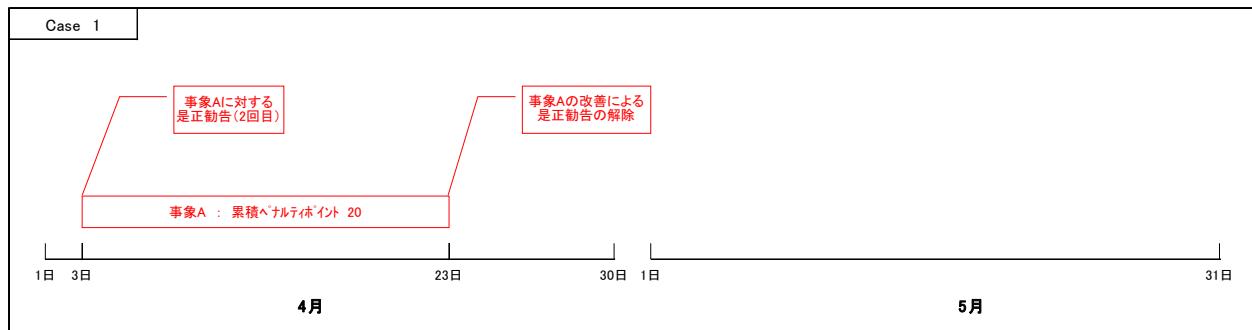
市は、各月末時点の累積ペナルティポイントが以下に規定する基準に達した場合は、当該月の委託料の固定費用部分のうち、ペナルティポイントがカウントされた日数分の固定費用につき、それぞれの基準に応じた減額措置を実施する。

| 累積ペナルティポイント | 減額措置の内容 |
|-------------|---------|
| 1～5 | 減額なし |
| 6～10 | 30%の減額 |
| 11～15 | 40%の減額 |
| 16以上 | 50%の減額 |

エ 委託料の減額の積算例

上記の内容をもとに、以下に2つのケースの委託料の減額例2つを以下に示す。

◇ Case 1 ◇



■ 4月分の委託料（固定費用）

事象Aについては、市が是正勧告（第2回目）を行った日から、当該事象が改善され是正勧告が解除されるまでに20日を要したことから、4月末における事象Aの累積ペナルティポイントは20となる。

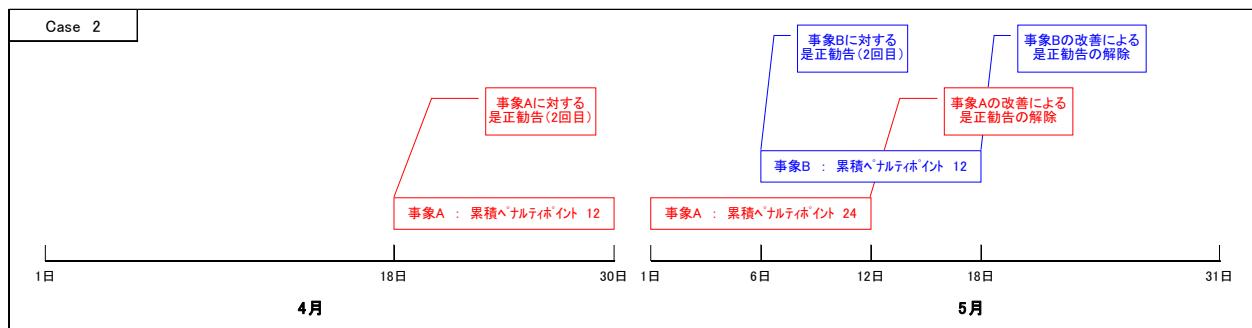
この場合、4月の累積ペナルティポイントは、事象Aによるもののみであるため20（「(4) ウ減額の決定」より減額率50%）となる。これにより、4月分の委託料は以下のようになる。

$$\text{減額後の 4月分の固定費} = \text{減額前の 4月分の固定費} \times \left((1 - 0.5) \times \frac{20}{30} + 1 \times \frac{10}{30} \right)$$

■ 5月分の委託料（固定費用）

通常通りの委託料（固定費用）の支払いとなる。

◇ Case 2 ◇



■ 4月分の委託料（固定費用）

事象Aについては、市が是正勧告（第2回目）を行った日から、4月末日までに12日間経過していることから、4月の事象Aに関する累積ペナルティポイントは12となる。

この場合、4月の累積ペナルティポイントは、事象Aによるもののみであるため12（「(4) ウ 減額の決定」より減額率40%）となる。これにより、4月分の委託料（固定費用）は以下のようになる。

$$\text{減額後の } 4\text{月分の固定費用} = \text{減額前の } 4\text{月分の固定費} \times \left((1 - 0.4) \times \frac{12}{30} + 1 \times \frac{18}{30} \right)$$

■ 5月分の委託料（固定費用）

事象Aについては、4月からの累積ペナルティポイントが12あり、5月についても当該事象が改善され、是正勧告が解除されるまでに12日を要したことから、5月末日における事象Aの累積ペナルティポイントは24となる。

また、5月には、新たに事象Bについて市から是正勧告（第2回目）が発せられ、当該事象が改善され、是正勧告が解除されるまでに12日を要した。これにより、5月末日における事象Bの累積ペナルティポイントは12となる。

この場合、5月の累積ペナルティポイントは、事象A及び事象Bによるものを合計した36（「(4) ウ 減額の決定」より減額率50%）となる。また、減額対象期間は、18日間であることから、5月分の委託料（固定費用）は以下のようになる。

$$\text{減額後の } 5\text{月分の固定費} = \text{減額前の } 5\text{月分の固定費} \times \left((1 - 0.5) \times \frac{18}{31} + 1 \times \frac{13}{31} \right)$$

3 運営・維持管理業務に係る対価の返還

運営・維持管理業務に係る対価支払後に、業務報告書への虚偽の記載を含む市への虚偽報告が判明し、当該虚偽報告がなければ運営・維持管理業務に係る対価が減額される状態であった場合、運営事業者は、減額されるべき運営・維持管理業務等に係る対価に相当する額を返還しなければならない。

この場合、当該減額されるべき運営・維持管理業務に係る対価を市が運営事業者に支払った日から、市に返還するまでの日数につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の違約金を付するものとする。